請　　書

［ 対:貴注文番号　　］

１．件　　名　　一式

２．請 負 代 金　　別紙による －

３．履 行 期 間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

４．履 行 場 所　　国立研究開発法人物質・材料研究機構

上記については、貴役が定めた次の条項に従い履行いたします。

第１条　頭書の期限内に本作業の完成を厳守すること。

第２条　本作業の履行及び現場内の取締に関しては、すべて貴機構の指揮監督に従うこと。

第３条　本作業が完成したときは、貴機構が定める検査員の検査を受けること。

第４条　本作業の履行が仕様書に適合しない場合は、直ちに補修し又は改造すること。ただし、このために請負代金を増額又は期限を延長することはできないこと。

第５条　請負代金の支払いは、1回毎の検査合格後適正な支払請求書を提出し、受理された日の翌月末日までとすること。

第６条　支払遅延利息は、国立研究開発法人物質・材料研究機構契約事務細則第36条に定めるところによるこ

第７条　次に掲げる事項の1に該当するときは、この契約の解除を了承し、請負代金の10分の1に相当する違約金を支払わなければならないこと。（単価契約の場合は、契約金額は未履行部分に係る契約予定金額とする）
1. 第9条及び第10条以外の事由により、頭書の期限内に本作業が完成しないとき
2. 完全に契約を履行する見込みがないと貴機構が認めたとき。
3. 当社が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)に関与していると認められるとき。

第８条　本作業に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）に違反したとき及びその他法律違反に絡む不正行為が認められたときは、契約金額の10分の1に相当する金額を支払わなければならないこと。（単価契約の場合は、契約金額は契約期間全体の支払総金額とする）

第９条　天災地変その他当社の責めに帰することができない理由によって、頭書の期限内に完成の見込みがなく、延期しなければならないときは、その理由を明らかにして期限内に延期を申請することができること。

第10条　前条以外の理由によって頭書の期限内に完成することができないときは、その理由を明らかにして期限内に延期を申請することができること。この場合において履行期限後に完成する見込みがあると貴機構が認めたときは、貴機構の承認をうけて特に遅滞料を支払い、延期の期間を明らかにして履行することができること。ただし、遅滞料は、請負代金に対して期限の翌日から起算して、遅滞日数ごとに1，000分の1を乗じて計算した額とすること。

第11条　作業履行において知り得た個人情報及び秘密情報は、本契約の履行目的以外に使用しないこと。また、本契約の有効期間はもとより契約期間終了後においても第三者に対し、開示又は漏洩しないこと。

　　年　　月　　日

国立研究開発法人物質・材料研究機構
契約担当役　殿

住　　所
会 社 名
代表者名